

(案)

会議の名称	平成30年度 第1回 東村山市空家等対策協議会				
開催日時	平成30年7月24日(火) 午後7時から午後8時30分まで				
開催場所	いきいきプラザ2階 学習室				
出席者 及び欠席者	<p>●出席者(敬称略)</p> <p>会長：渡部 尚 委員：松原 拓郎 相羽 健太郎 西村 千晶 保井 美樹 伊藤 真一 中島 利通 岡田 一郎 水越 久吉 西山 佳孝</p> <p>●欠席者</p> <p>副会長：上田 真一 委員：野崎 隆行</p> <p>●事務局：平岡 和富 環境安全部部長 細淵 睦 環境安全部次長 倉持 敦子 環境安全部環境・住宅課長 西平 明史 環境・住宅課住宅係長 貞吉 啓亘 環境・住宅課主事 比留間 美保 環境・住宅課</p>				
傍聴の可否	可	傍聴不可の場合はその理由	/		傍聴者数 0
会議次第	1. 開会 2. 議題 1) リーフレット作成について 2) 地域への出張講座について 3. その他 4. 閉会				

(案)

配 布 資 料	第 1 回東村山市空家等対策協議会次第 参考資料 八尾市「あなたの空き家大丈夫ですか？」 参考資料 厚木市「大切な我が家を上手に引き継ごう」 参考資料 金沢市「空き家について考えてみませんか」 参考資料 東村山市「東村山市環境・住宅課からのお知らせ」
問い合わせ先	東村山市環境安全部環境・住宅課 〒189-8501 東京都東村山市本町1丁目2番地3 電話：042-393-5111
会 議 経 過	
<p>1. 開会 (会長)</p> <p>定刻ですので、第1回東村山市空家等対策協議会を開会させていただきます。本日、委員各位におかれましては、大変御多忙なところ、また、猛暑のなか、協議会にご参加をいただきまして誠にありがとうございます。今年度の組織改正に伴い、事務局の構成員が変わりましたので、よろしく申し上げます。また、昨年度は5回の空家等対策協議会を開催し、空家等対策計画を策定しましたが、今年度に入りまして、空き家対策の総合相談窓口といたしましてNPO法人空家・空地管理センターとミサワホーム株式会社の2社が採択されたことをご報告申し上げます。さて、今後の当協議会の進め方ですが、今年度に入りまして、一部事業は既にスタートしております。委員のみなさまには都度進捗を報告させていただき、個別の案件について相談させていただくという流れで進めさせていただきたいと思っております。本日につきましては、2点の議題を設けさせていただきました。1点目は空き家対策の事業を広く市民に周知するリーフレットの作成でございます。2点目は地域への出前出張講座でありまして、空き家の予防に関しまして市民の当事者意識を醸成するために、職員が地域に出向いて講座を開催する、そういった事業を今後進めたいと考えているところであります。本日はみなさまにこの2点についてご指導いただきたくお願いいたします。</p> <p>また、当市は第4次総合計画の実施期間中ではありますが、2020年度の改定にむけ、次の計画を策定しているところであります。他にも都市マスタープランですとか、5つの計画の改定を進めておりますが、社会的な人口減少、少子高齢化から、いかに持続可能なまちを作っていくかが課題と考えております。当市は大都市の近郊という性格を有しており、それは10年経っても大きく変わるものではないと考えておりますので、その中で空き家問題は重要な課題のひとつで、特に予防、利活用といった施策が大事になってくるのではないかと思っております。今年度の空き家対策は、空家等対策計画に基づいて進めますが、折に触れて、市の全体的な施策について、空き家対策にどういった展開が必要になるのか、ご意見をいただくこともあるかと思っておりますので、よろしく申し上げます。</p> <p>それでははじめに、事務局より事務連絡をお願いします。</p>	

(案)

(事務局)

本日は副会長、A委員の2名が欠席とご連絡をいただいております。なお、委員の過半数が出席していただいておりますので、条例により会議は成立となります。続きまして、資料の確認をさせていただきます。事前に配布いたしました資料として、「第1回東村山市空家等対策協議会次第」でございます。

本日配布の資料は、参考資料として八尾市が作成した「あなたの空き家大丈夫ですか？」と厚木市が作成した「大切な我が家を上手に引き継ごう」と金沢市が作成した「空き家について考えてみませんか」の3つのチラシを配布させていただきました。また、4点目として、以前もお渡ししておりますが、当市で作成した「東村山市環境・住宅課からのお知らせ」を配布させていただいております。足りない資料がございましたら、お申し付け下さい。それでは、東村山市空家等対策協議会の傍聴に関する定めに従い、平成30年度第1回の協議会につきましても原則公開とし、傍聴者への対応を進めたいと考えておりますがよろしいでしょうか。

2. 議題

1) リーフレット作成について

(事務局より、他市作成のリーフレット、八尾市「あなたの空き家大丈夫ですか?」、厚木市「大切な我が家を上手に引き継ごう」、金沢市「空き家について考えてみませんか」を紹介した。)

(会長)

今後広く市民に空き家問題、また、総合相談窓口についてお知らせするツールとしてリーフレットを作成したいということで、今事務局より特徴的な先行自治体の例をご紹介申し上げます。リーフレットは市でも配布しますが、例えば地域包括支援センターに置かせていただくこともあろうかと思っておりますので、実際にお配りになるという立場においてもご意見があればお願いいたします。

(B委員)

リーフレットを見た時にうまく相談先に誘導することがメインになると思います。厚木市や金沢市のものと、たくさん相談先が書いてありますが、利用者側の立場で見るとどこに相談すればいいかわからなくなってしまいますので、一次的な、もしくは振り分け窓口という様なものがないと結局気が引けてしまう、相談までいかないというのが、空き家に限らず、どの様な相談にもあることだと思えます。対して八尾市のものは最後に担当窓口がひとつだけ記載されています。これは意図的なものかもしれませんが、ここに電話を掛ければ振り分けしてくれる。そういった一次窓口を意識すると機能しやすいと思います。

また、以前環境・住宅課で作成したチラシですが、アンケートの結果が書かれています。

(案)

それは空き家になる理由が相続や入所が多いという結果ですが、そういったデータから続く形でリーフレットも作成したほうが良いと思います。空き家になる理由が相続という場合には、所有者側にアナウンスしていくこととなりますが、一方で、入所・入院という場合は、所有者を支援する側の方々、つまり福祉的な専門家に向けて作成するが良いと思います。おそらくそういったリーフレットはあまりないと思いますが、支援者に対し、対象となる要支援者が何もやらないと、その方にこういうことが起きる、ですので相談に繋ぐことが必要だ、という様なことが地域包括支援センターの方やケアマネージャーさんの様な支援者にわかるものを作るのが良いのではないかと思います。

(会長)

今B委員から使い手側からの視点でご意見をいただきました。また、介護職等についてもご意見をいただきましたが、それについてC委員いかがでしょうか。

(C委員)

3つのリーフレットを見させてもらい、私達が相談を受けてリーフレットを渡すとなると、金沢市のQ&A方式が分かりやすいと思いました。また、今B委員が言われた様に、窓口は一本化する方法で是非検討していただきたいです。というのも、どこに連絡すればいいかわからない、というのは相談者だけでなく支援者も一緒だからです。できれば市の窓口一本化していただくと高齢者にもわかりやすいと思います。

また、支援者に対してはチラシでもいいのでひとつ用意したほうが良いと思いました。このあとの地域への出前講座にも関係するかと思います、両方を持っていくのが良いと思います。

リーフレットについては、私達が実際に使う際は、カバンにひとつ入れておき、相談があれば渡す、という形になると思うので、なるべく詳しく、そしてQ&Aとか分かりやすくしていただきたいと思いました。

(会長)

支援者としての視点でご意見いただきました。もうC委員は、実際に相談を受けたりもしているかもしれませんが、実践的なお話をいただきました。逆に事業者側としてはいかがでしょうか。

(C委員)

実際に相談を受けていても、空き家に対して意識を持っている方は非常に少ないです。これから意識を持っていただくということを考えますと、まずは支援者の方に分かっていただくというのが一番かと思います。実際に一人暮らしの高齢者世帯の方に「お家どうするの？」ということを知ると、ほとんどの方が考えていません。じゃあケアマネさんに意見を聞いて

(案)

もケアマネさんも分からない状況です。ですので、まずは支援者の方に分かってもらうのが大事だと思います。

(会長)

ありがとうございました。D委員ご意見ありますか。

(D委員)

私は特に行政でなくてもいいと思いました。それぞれ地域特有の事情がありますので。一方でQ&Aは分かりやすいのだろうと思いますし、また私達事業者側から見ると、私達がどう啓蒙活動をしていくのかということ、一般的に家守りと言われる様などちらかということと建物や不動産といった点に対してになるのであろうという気がしました。相続にしぼったリーフレットもありましたが、それはB委員のほうであったりとか、場合により関係団体さんや行政であったりとか、先程事務局より複数のパターンも考えられるという説明もありましたので、それぞれ最終的なターゲットを見据えて配る側に応じて数種類あってもいいかと思いました。

また、個人的には、写真は使いにくいかもしれませんが、イラストでもいいですが、このような活用がなされましたとか、この様な管理がされていますといった写真などがあつたほうがいいのかと思います。一般的に、見る人に対しては視覚的に訴えるほうが文章より分かりやすいだろうと、この時間で考える範囲で感じるところです。

(E委員)

市によって状況が違うことはあるかと思いますが、東村山市の場合にはまずは予防に力を入れるべきであろうと考えています。複数のリーフレットを設けるというよりは、予防に力を入れたリーフレットで支援者の方の使いやすいものに一本化してはどうかと思いました。また、時期を見て状況が変われば予防から一步進めたリーフレットもありえるかと思いますが。

また、窓口一本化というのは進めていただきたいです。また、介護関係者の使い勝手という点には遺言書を書いておこうと書いてあるリーフレットがありますが、東村山市には独居の人も多いと思うので、遺言書を書ける人はいいですが、書けない人は任意後見などにも触れて配りやすくしたほうがいいのかと思います。そういう意味では厚木市の形がいいと思います。

(F委員)

私は一般的な住宅に住んでいるという立場からお話しますが、自治会の会長を経験した際に200世帯の自治会に10%程度空き家がありました。空き家になってから実態を知ろうとしても、入院したり入所している場合には時々来る子に追いかけて話を聞いたりなかなか

(案)

大変です。そこで空き家になりそうな予備軍の様なところへ紹介できるリーフレットがある
といいと思いました。空き家になってからのポスティングには意味がありませんので。あく
まで予備軍の方に配布できるパンチ力のあるリーフレットがいいと感じています。自治会な
ので、この様なリーフレットがあれば回覧だけではなくて、出張説明会の様なものもでき
ると思いますし、そこで予備軍の方にも窓口の紹介ができます。

(会長)

ありがとうございます。G委員ありますか。

(G委員)

手段とか伝え方は相手方に応じて色々考えられますし、それはその相手に対して最適な手
段をすればいいと思いますが、誰に対して何を伝えたいかということがあります。昨年度の
対策計画でも3本の柱がありました。その中で一番今年度もしくは直近で取り組みたいテー
マがあって、それが例えば予防ということであれば、また、それを最も介護現場の方々に伝
えたいというのであれば、パンフレットよりそういった支援者向けの研修や出張講座など、
その方々のなかで空き家について社会問題として認識してもらい、現場で担ってもらいとい
うのが重要なんだろうと思います。経験的には、パンフレットを作ってその方々に渡しても
無理だと思います。やはりその方々が自分事として捉えないと現場の中で伝えていくとい
ったことはありません。パンフレットができた、市が取り組みをしているという認識に留ま
ってしまいます。それでは伝わる気がしないので、やはり現場の方々が自分事に捉えないと進
んでいかないのだと思います。もし、予防に力を入れるのであれば、そういったことに重点
を置くべきで、他のテーマを市として力を入れるのであればその相手に最も適切な手段で伝
えていくことになると思います。

話は変わりますが、東村山市では市の窓口がワンストップ窓口になりますか。

(事務局)

ワンストップの総合相談窓口として、NPO法人空家・空地管理センターとミサワホーム
株式会社と協定を結び、市に入った所有者の相談は受けていただきます。

(G委員)

市が一旦は全部お受けになるということですか。

(事務局)

市に一旦入ることが多いと思いますが、市報や市のホームページや今回のリーフレットの
様なものから直接連絡される場合もあると考えられます。

(案)

(G委員)

ではパンフレットでいうと、市と総合相談窓口のふたつの合計3個が出てくるということになりますか。

(事務局)

その3個は載ると思います。ただ、本日の窓口をひとつにというお話もありますので、今後検討させていただきたいと思います。

(G委員)

分かりました。ただ、私達の他の事業でもワンストップ窓口というのがありますが、実質難しいです。私達の場合は、他の自治体とも協議しながらある程度の裁量を持って運営できますが、実際に市が相談を受けて、総合相談窓口の2社のどちらに受けってもらうのか、振り分けが難しいと思います。

(事務局)

その2社の間で振り分けるというのは想定していません。基本的には2社ともご案内することになります。

(G委員)

そうなりますと、今までの今日の議論とギャップが生まれてしまいます。

(事務局)

その通りです。

(会長)

H委員ご意見はありませんか。

(H委員)

議論も出尽くしてきていますが、先程G委員からお話があったとおり、パンフレットがどんどん作られていくなかで、どなたに使っていただくかが重要なのだろうと思います。宮崎県の都城市で社会福祉協議会などと組んでやっている、NPOハッピーというところでシニアからのライフプランセミナーなど、高齢者の終活支援をされています。厚木市のリーフレットにある様な、自分の家をきちんと引き継いでいくというのも広い意味での終活の大事なポイントだと捉えて、相続やご自分の健康などのこととも合わせて、ご自宅をどうしていくのかについてテキストを作られたりセミナーを積極的に行っていたりします。もし予防に重点を置かれるのであれば、その様なセミナーで「どうしていいかわからない」といったこと

(案)

も含めて、ご自宅のことを考えていただき、何から始めて、どういった時に困ったら連絡するのか、連絡といってもそれさえ非常にハードルの高いことですから、次の議題で出張講座を議論するのもかもしれませんが、誰が、どの様なアプローチでといったことと合わせたリーフレットにしていくと良いのではないかと思います。

活用といったこととなると、活用したらこの様になるという事例を見せていくのが大事かもしれません。また、それを撒いたら対象が出てくるというよりは、モデル事業の様なことをきちんとやっていくことのほうが大事な様な気がしますので、そこは目的を考えながら作っていくと良いと思います。

(会長)

ありがとうございます。I委員ご意見ありますか。

(I委員)

私のイメージしていたものとは違っています。元々空き家は民間のものであって、今でもそうですが、従来は法的になかなか関わりにくい課題だと思っています。ですが、実際は民間から市に「何もやらないのか」と苦情が出てきます。その苦情の出所は自治会が多いです。ですから本来、市よりも自治会のほうが多く情報を持っています。そのさまざまな情報から意見が出て、本当にまずい状況になってから市に対応を求める様な側面がありますので、逆にそれを逆手にとって、自治会にもっとこの問題に関わってもらうことが大事かと思います。だからどちらかという環境・住宅課というよりは市民協働課の分野かもしれませんが、自治会に心配な物件はないか、それに対して情報をもらったり、相談があれば案内したりがあると思います。これまでのご意見ではいわゆる対象となる方へのアプローチがありました。もちろんそれは大事ですが、一方で自治会の様な組織へ、ハンドブックなんて大げさでなくても、自治会の活動の中に空き家対策の様なものをきちんと位置付けていくことだと思います。自治会の会員さんたちもいずれは我が家もその対象になるという意識がついてくるでしょうし、つまり、自治会長や役員さんたちがみんなに訴えかけていく時に使うものがあるといいかと思いました。わがまちでは行政は何もしていないというよりは、むしろ市民のほうから行動を起こして自分たちの課題として意識していただくことだと思います。今回の参考資料のなかには自治会向けの資料はありませんでしたが、そういったことも考えられてはどうかと思います。

(会長)

ありがとうございました。J委員ご意見ありますか。

(J委員)

ちょうど2年後の今日がオリンピックの開催日ということで、盛り場の一斉対策というこ

(案)

とで環境浄化の取り組みがあります。その中には当然空き家のことも含まれておりまして、中国のホストタウンでもあり、沢山の外国人が来るなかで、安全安心なまちだというところを出すためには、空き家問題も解決しなければならないことのひとつと捉える方がいました。また、他の会議で出た話ですが、5月に新潟の女子が通学路で誘拐されて殺害されたという事件を受けて、政府の関係閣僚会議のほうで9月の末日までに通学路の緊急点検をするよう話がありました。その中でもやはり通学路に面した空き家がありますと、連れ込まれたり、犯人が潜んだりという危険な場所と捉えられるという話もありましたので、そういった意味でも空き家問題とは解決しなければならない問題であると認識しております。では、その中でこういったリーフレットを作成して情報発信することは当然必要なのですが、対象となる方は限られた方で、ほとんどの方は自分には関係がないと感じていると思います。我々が特殊詐欺のチラシを配っても同じですが、自分が当事者になりえるとしても関心が薄いです。将来的に当事者になるとしても今は関係がないと思うとなかなか見ないです。また、借家住まいとか都営住宅住まいとか、持ち家でないとやはり関心が薄いということだと思えます。でもI委員がお話したとおり、自分には関係がないと思っても周りに空き家があると関心を持たなくてはいけなくなってくるというのも事実だと思えます。I委員のおっしゃる自治会へのリーフレットも良いと思いますし、いずれにせよ、地域ぐるみで関心を持ち、見守りとか見張りをするという監視の目を持ったり、あるいは改善をしていくための方策を検討するというのは重要だと思います。そういう意味では、先程他の委員からもあった様に、実例を示すのは分かりやすいと思います。自治会の中に空き家が生じた際に、こうすれば解決できる、実際に解決した例があるとか、あるいは利活用やリノベーションの実例を示して、また、税制の優遇などアピールする面も含めてやるとか、まだやり始めたところなので実例もないかもしれませんが他のところの例でもいいので、とにかく、解決に向けて関心を持ってもらうのがいいと思いました。

警察の視点から見ても、防犯上や治安上として関心を持っておりますし、所有者の相談はありませんが、近隣住民からの相談はあり得ます。その時には、市への相談を勧めますが、それが事件ということであれば市に照会したりして捜査をしていくことになりますので、行政機関として市のほうでしっかりグリップしていただくというのが重要であります。特定空き家等になる前に色々な情報をキャッチしていただき、利活用するにしても、何かあった際の連絡体制にしてもしっかり把握していただくことが重要だと思いますし、それができていれば周りの住民からの相談にも素早く対応でき、いい実例もできてくるのだと思います。そういった解決への良い筋道をつけれるものができればと思いますし、他市にもいいものがあれば参考にして進められたらいいと思います。

(会長)

ありがとうございました。色々な意見がありました。やはり目的とターゲットというところに絞られるのかと思います。また、I委員やJ委員のほうから、ひとつの方法として自

(案)

治会の様な地域団体にアプローチしていくという案も出ましたし、B委員やC委員からは空き家になりかねない方々へ支援している方を通じて、どこに相談すればいいかを案内するというアプローチもありました。今日のご意見は事務局のほうで検討させていただきたいと考えておまして、次回以降、形をお示しできればと思っております。

2) 地域への出張講座について

(会長)

印刷物だけではなかなか当事者意識を持ってもらえないということもありますので、次に「地域への出張講座について」を議題とさせていただきます。事務局より説明をお願いします。

(事務局より、職員による出前出張講座を検討している旨を説明した。)

(会長)

事務局としても自治会をターゲットの第一弾と考えている様ですが、ご意見ありますでしょうか。

(F委員)

この問題は、かなり限られた方が対象になるので、あまり多数に働きかけるというよりは、先の意見にもありましており、どこか自治会活動が進んでいるところで成功例をつくる、たとえば私の自治会ではそういったことが可能かと思いますが、そういった方法のほうが早く悩みが解決できて、成功例も作れるのではないかと思います。

集団で聞くことによって、その場で相談を受けるのではなくても、改めて相談に行く方もいるでしょうし、そういった発掘数を多くできるのではないかと考えます。

(会長)

ありがとうございました。他にご意見ありますか。

(E委員)

私は、身近に所有者や予備軍などに接している地域包括支援センターの職員や民生委員などへセミナーを実施していきたいと考えています。私のところの自治会長は、空き家は大変になるという問題意識はもっています。ただどの様なアプローチをするかは逆に待っている状況というのもありまして、先にセミナーを進めていきたいと思っております。これは行政だけで行うと当初からなっていましたか。

(案)

(事務局)

空家等対策計画のなかに市民サポート団体へのセミナーと記載がありますが、これは職員とか外部講師とかは特段定めはありません。

(E委員)

セミナーなどをやっていきますと、その場での相談というのもありえますので、協定もしていることですし、できれば組んでやれればと考えています。

(会長)

協定を結んでいる士業団体と協力してセミナーをしてはどうかというご意見ですが、確かに多くの依頼を受けましても市はこなせないかもしれませんので、そういった意味では行政書士会の先生のご協力があるとありがたいかと思えます。

また、ターゲットとして地域包括支援センターの方や民生委員や、福祉や介護にかかわる方などにまずアプローチを掛けるべきではないかというご意見がありました。C委員いかがでしょうか。

(C委員)

本業ではないために、この様なセミナーを開きますと言っても果たして何人が集まるかというのが疑問です。ですから、やりますから来てくださいというよりは、人が集まっているところに出向いて話をさせてもらったほうがずっと有効だと思います。福祉の関係者はもちろんですが、民生委員が集まる会議もありますので、そういったところに行ってしまったほうが早いと思います。

(D委員)

私も、ある場に行き、そこで5分でも10分でもお話する方がいいと思います。セミナーを設けても、そこには一部の関心のある方しか来てもらえないので。予防という観点があるのであれば、なおさら意識のない人たちに伝えなくてはならないというところを言うと、市役所のなかには色々な施策があつて、そこで空き家と一緒に何かやらないかということを募って、いくつかの部署がからむことが重要ではないかと考えています。

民間でいうと、例えば、商工会で何かをやるのであれば、なかには空き家を活用してお店を開きたいと思う方もいるかもしれませんし、その人が自分のお客さんに伝えて「あなたのほうでそんな人いない？」って広まるのが本来大事だと思います。地縁血縁といった自治会の話はそれはそれで大事だと思いますが、一方で何かのテーマで集まっている人たちに、そのテーマと空き家が結びついてくれて当事者意識を持つ様になってもらうというものもあると思います。それは、大きな講演ではなくても、先程の議題のリーフレットを持っていき、5分10分話してくるだけで大きな効果がある場合もあるのではないかと考えています。

(案)

(事務局)

人が集まっているところに出向いて空き家について講演させていただくということについて、情報提供させていただきます。明日、社会福祉協議会が主催する地域懇談会に事務局が出向きまして、空き家問題について講演させていただくことになっております。

(会長)

空き家問題について集まっていただくというのも、先程 J 委員がおっしゃられた様に、自分が当事者だと思っていない人が多く、迷惑を被っていると考えている人は集まるかもしれませんが、なかなかこのテーマだけで人を集めるのも難しいとは思いますが、色々な人が集まっているところに、むしろ押しかけて少し説明させてもらおうと。ただ、市もひとつの係だけでそんなに人数がいるわけでもないで、協定を結ばせていただいた士業の方々など、色々なところに協力を要請していくのもひとつの手ではないかと思えます。

例えば、介護職の方々が集まる場面とはどんなものがあるのでしょうか。

(C 委員)

連絡協議会が介護各事業所にありますので、ケアマネさんの連絡会でありますとか、訪問介護、通常介護、あとは福祉委員連絡協議会とかもあります。地域包括支援センターのリーダー会議等々もありますので、そこに来て 5 分でも 10 分でもお話していただくと、逆に巷に広がっていくのかなと思えます。

また、相続する方がいる方はそんなに問題にはならないのではないかと思います。問題になっていくのはご家族がいない方だったりとか遠方だったりする方だと思うので、そういう方にきちんと届けるということになると、やはり押しかけて行って話を聞いてくださいという方が合理的なのかなと思えます。民生委員さんの集まりにいくのもいいかと思います。

(会長)

警察さんもこの間、民生委員の集まりに来られて特殊詐欺防止のお話をされていきましたね。警察さんも今非常に熱心に色んなところに押しかけてらっしゃる様なので、是非そういったところも見習うと。また、福祉関係であれば、どういったところに会議体があって、いつ集まっているのかという情報は、我々のほうでも集められるので、そういうところに行って空き家を課題問題として認識していただくだけでも違うのではないかと思います。

(J 委員)

まさに我々のほうの特殊詐欺というのは高齢者が対象になることが多いものでして、色々こちらからお願いしてお話する機会を設けさせていただいているのですが、E 委員のほうには関心を持っていただいて呼んでいただいたり、C 委員にも地域包括支援センターの最後のほうに呼んでいただいて、こちらもお願してお話したりですとか、結構図々しくやらせて

(案)

もらっています。そういった事務局は市のなかでも沢山あると思うので、連携をとるのが良いかと思いますが、我々のほうも、対象となりえる高齢者にばかりやってもダメだと思ひまして、地域包括支援センターの方や民生委員の方もそうですが、それに関わる方々へ5分10分でもお時間をいただいて、そっちから広げていこうとしています。そういったことをやることによって、目には見えないかもしれませんが、少しでも効果があればと思っています。まさにこの空き家問題というのも、ターゲットは似たところもありますし、当事者意識が薄いというところも同じ様な状況ですので、また、空き家問題はまたこれから問題が広がっていくものですし、これからどんどん情報を広めていく時期だと思っていますので、やはり図々しくやったほうが効果が出ると思います。

(E委員)

こういったものは一回やったから終りではなく、継続してやらなければ意識づけできないので、老人会の会長が集まった時に出向いて5分10分この話をさせていただくとか、定期的にやっている会にちょっと行ってというのであればできるかと思っています。

(会長)

H委員、他にご意見どうですか。

(H委員)

気になっているのは、参考資料の八尾市や金沢市は空き家を全面に出していますが、厚木市はまだ空き家になっていない我が家の引継ぎというアプローチになっています。これは大きく違うと思います。対象によって違うのだとは思いますが、例えば自治会に空き家の勉強会をしますよと言われた時に、住民の方は自分の問題として捉えるのか、逆に空き家を悪く捉えて個別の「あれの話だね」となるのか、やはり伝え方によって随分違った捉え方をされてしまうので、予防というのであれば、空き家というよりは我が家のこれからを考えるというアプローチでお話をされるのが良いと思います。

(会長)

八尾市のは完全に空き家所有者へのパンフレットになってますよね。これはかなり限定した方にしかお渡しできないと感じます。こんな可能性がありますと、約2億1千万円の損害がありえますという様な、かなりインパクトのある形になっていますね。これですと見た方が空き家の当事者になると感じることは少ないかと思っていますので、アプローチの仕方として、既に空き家になっている方に我々がアプローチするのか、もしくはご高齢の方を中心とした、今は空き家ではないが持ち家を持ってらっしゃる、先程から予備軍と言われている様な方とかにアプローチをするのか、そこは大きな違いになってくると思います。既に空き家になっているものに対しても当然何かの手立てをする必要はありますが、出張講座に関して

(案)

は空き家の所有者の元へ出向くということではなくて、あくまで予備軍と言われる方々のところへ行く、また意識づけとして、お元気なうちにお家のことを考えていただくきっかけを作るための材料として、色々なところへ出張講座をするというのが事務局の考えです。実際のアプローチの仕方としては、J委員からは小さな集まりでも積極的にお邪魔するというお話、また、なかなか行政だけではやりきれないとすれば、いかに協力して出前講座をやっていただける人を増やすかというところでお話がありました。E委員にはご協力をお願いできそうですが、仲間を増やすというのが大切になると思います。

明日は、社会福祉協議会で講演するのですよね。社会福祉協議会も色々な団体があって、13町ごとに地域の福祉協力員さんもいますし、そのなかに民生委員さんも含まれていたりします。これから秋口にかけて、それぞれの町で打ち合わせとか会議がありますので、そういったところで時間をいただいて、空き家対策の窓口を設置しましたので、対象の方いましたら紹介していただきなどの話をしていただけたらいいかと思います。

他にみなさまからお話がなければ、リーフレットの件と合わせて、どの様なアプローチで進めればいいのか、もう少し詰めたいと思います。

3. その他

(事務局)

事務局より3点報告があります。

まず、1点目でございますが、平成30年度当初の固定資産税・都市計画税の納税通知書にお手元の「東村山市環境・住宅課からのお知らせ」という空き家問題の周知チラシを同封しました。このチラシの裏面には、当市と協定を締結した弁護士会等の専門家団体が紹介されています。

2点目でございますが、第2回の協議会では、利活用をテーマとさせていただこうと考えております。内容は、利活用を希望される所有者を掘り起こすための「所有者意向調査」を主な議題に予定しております。

3点目でございますが、委員のみなさまの任期が9月13日までであることを受け、再任もしくは改選の手続きが必要となっております。事務局としましては委員のみなさま全員に継続して受けていただきたいと思っておりますが、後日、文書または電話等でご意向を確認させていただきます。また、今時点でご意向が決まっている方がいらっしゃいましたら、この会議のあと、事務局の方へ直接お返事をいただいても結構です。

なお、本日の会議録を事務局で作成し、後日委員のみなさまに送付させていただきますのでご確認をよろしく願いいたします。

(案)

(会長)

委員のみなさまのほうから情報提供を含めて、何かご報告等ありますでしょうか。

4. 閉会

(会長)

それでは以上で本日の第1回東村山市空家等対策協議会を閉会とさせていただきます。本日は本当にお暑いなか、当市市役所にお越しいただいたことに厚く御礼申し上げるとともに、大変示唆に富んだご意見をいただきまして誠にありがとうございました。今後ともよろしく願いいたします。

以上